

| 改 定 後 | 改 定 前 |
|--|--|
| <p>解体工事の内訳書書式及び数量積算基準</p> <p>1. 解体工事内訳書の構成 (略)</p> <p>2. 種目別内訳書 (趣旨) (略)</p> <p>2.1 共通費 (略)</p> <p>2.1.1 離島調整費 (略)</p> <p>2.1.2 共通仮設費 共通仮設費は、共通費基準及び基準等資料による。</p> <p>a. 共通仮設費率 解体工事は、<u>基準等資料第3編第1章8を準用し</u>、「その他工事」として取り扱<u>う</u>共通仮設費は共通仮設費率を1%として算定する。 ただし、アスベスト含有建材処理工事<u>や直接仮設(解体用)等「その他工事」として取り扱わない工事</u>については、一般(改修建築)工事として取り扱い、基準等資料第3編第3章2(1)イ(ニ)を準用し算出する。また建設副産物処理費用については計上しない。 なお、解体工事を一般工事に含めて発注する場合も基準等資料第3編第3章2(1)イ(ニ)を準用する。</p> <p>b. (略)</p> <p>2.1.3 現場管理費 現場管理費は、共通費基準及び基準等資料による。</p> <p>a. 現場管理費率 解体工事は、<u>基準等資料第3編第1章8を準用し</u>、「その他工事」として取り扱<u>う</u>現場管理費は現場管理費率を2%として算定する。</p> | <p>解体工事の内訳書書式及び数量積算基準</p> <p>1. 解体工事内訳書の構成 (略)</p> <p>2. 種目別内訳書 (趣旨) (略)</p> <p>2.1 共通費 (略)</p> <p>2.1.1 離島調整費 (略)</p> <p>2.1.2 共通仮設費 共通仮設費は、共通費基準及び基準等資料による。</p> <p>a. 共通仮設費率 解体工事は、<u>共通費基準3(5)で定める</u>「その他工事」として取り扱<u>い</u>、共通仮設費は共通仮設費率を1%として算定する。 ただし、アスベスト含有建材処理工事については、一般(改修建築)工事として取り扱い、基準等資料第3編第3章2(1)イ(ニ)を準用し算出する。また建設副産物処理費用については計上しない。 なお、解体工事を一般工事に含めて発注する場合も基準等資料第3編第3章2(1)イ(ニ)を準用する。</p> <p>b. (略)</p> <p>2.1.3 現場管理費 現場管理費は、共通費基準及び基準等資料による。</p> <p>a. 現場管理費率 解体工事は、<u>共通費基準4(5)で定める</u>「その他工事」として取り扱<u>い</u>、現場管理費は現場管理費率を2%として算定する。</p> |

ただし、アスベスト含有建材処理工事や直接仮設（解体用）等「その他工事」として取り扱わない工事については、一般（改修建築）工事として取り扱い、基準等資料第3編第4章2（1）イ（ハ）を準用し算出する。建設副産物処理費用については計上しない。なお、解体工事を一般工事に含めて発注する場合も基準等資料第3編第4章2（1）イ（ハ）を準用する。

b. (略)

2.1.4 一般管理費等
(略)

3. 科目別内訳書
(略)

4. 細目別内訳書
(略)

4.1 ～ 4.11 (略)

付則 この基準は平成27年 4月1日以降に起工する工事に適用する。

この基準は平成29年 7月1日以降に起工する工事に適用する。

この基準は平成30年 4月1日以降に起工する工事に適用する。

この基準は平成30年 7月1日以降に公告又は通知する工事に適用する。

ただし、アスベスト含有建材処理工事については、一般（改修建築）工事として取り扱い、基準等資料第3編第4章2（1）イ（ハ）を準用し算出する。建設副産物処理費用については計上しない。なお、解体工事を一般工事に含めて発注する場合も基準等資料第3編第4章2（1）イ（ハ）を準用する。

b. (略)

2.1.4 一般管理費等
(略)

3. 科目別内訳書
(略)

4. 細目別内訳書
(略)

4.1 ～ 4.11 (略)

付則 この基準は平成27年 4月1日以降に起工する工事に適用する。

この基準は平成29年 7月1日以降に起工する工事に適用する。

この基準は平成30年 4月1日以降に起工する工事に適用する。